

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に係る処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

○ 道路交通法施行規則第1条の5第2項

3 規則等の制定日

令和5年3月31日（金曜日）

4 結果公示の日

令和5年3月31日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴う条文の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- 審査基準
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課
Tel：088-826-0110（代表）

10 備考

審 査 基 準

令和5年3月31日

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項： <u>第1条の5</u> 第2項
処 分 の 概 要： <u>身体障害者用の車</u> の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○ <u>身体</u> の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を <u>身体障害者用の車</u> に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ <u>頸椎</u> に障害があり、頭部を支えるための枕を <u>身体障害者用の車</u> に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は <u>障害</u> により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の <u>身体障害者用の車</u> を使用する場合 <u>等</u> である。
標 準 処 理 期 間：5日 (市町村長を経由する場合は、5日を超える場合があります。)
申 請 先：市町村長を経由せず直接申請する場合は、申請者の住所地を管轄する警察署交通課窓口
問 い 合 わ せ 先：住所地を管轄する警察署交通課
備 考：

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right;">平成6年10月1日作成</p>
<p>法令名：道路交通法施行規則</p>	<p>法令名：道路交通法施行規則</p>
<p>根拠条項：<u>第1条の5</u>第2項</p>	<p>根拠条項：<u>第1条の4</u>第2項</p>
<p>処分概要：<u>身体障害者用の車</u>の確認</p>	<p>処分概要：<u>車いす</u>の確認</p>
<p>原権者（委任先）：警察署長</p>	<p>原権者（委任先）：警察署長</p>
<p>法令の定め：</p>	<p>法令の定め：</p>
<p>処分基準：</p> <p>警察署長の確認が行われることとなる具体例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を<u>身体障害者用の車</u>に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を<u>身体障害者用の車</u>に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は<u>障害</u>により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の<u>身体障害者用の車</u>を使用する場合等である。 	<p>処分基準：</p> <p>警察署長の確認が行われることとなる具体例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を<u>車いす</u>に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ・ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を<u>車いす</u>に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ・ 一方の下肢は<u>身体</u>の障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の<u>車いす</u>を使用する場合などである。

標準処理期間：5日
(市町村長を経由する場合は、5日を超える場合があります。)

申請先：市町村長を経由せず直接申請する場合は、申請者の住所
地を管轄する警察署交通課窓口

問い合わせ先：住所地を管轄する警察署交通課

備考：

標準処理期間：5日
(市町村長を経由する場合は、5日を超える場合があります。)

申請先：市町村長を経由せず直接申請する場合は、申請者の住所
地を管轄する警察署交通課窓口

問い合わせ先：住所地を管轄する警察署交通課

備考：